

■ 委員長報告概要 ■

		平成28年12月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第109号 平成28年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3回）について	
概 要	歳入歳出総額それぞれ3億9,196万円を追加し、歳入歳出それぞれ101億7,461万2,000円とするもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 今後の売上げを考慮して勝車投票券発売収入を3億5,262万8,000円、場外発売事務協力収入を3,933万2,000円を増額する。</p> <p>* 今年度は、11月の普通開催までで、当初予算額の79億3,041万円を上回る売上げ状況となっている。</p> <p>* 売上げ増の理由は、普通開催の休日開催があること、オートレース船橋が試算以上の売上げ増になったこと、場外発売向上策を図ったこと、また、サテライト場の増による売上げの増加などである。</p> <p>* 補正予算後の歳入から歳出を引いた開催に係る収支は、約8,577万円である。</p> <p>* 今年度の11月までの1日平均入場者数は、約1,426人で前年度の約97%である。</p>	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で可決	

平成28年12月定例会

総務文教常任委員会

議 案 件 名	議案第111号 山陽小野田市住民投票条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	住民投票の投票日について、他の選挙と同時に実施できないようにするため所要の改正を行うもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>*選挙と同一に実施した場合、ビラ配布や演説会などが公職選挙法に触れるおそれがあり自由にできないため、住民に意識や理解度が深まらないとの反省から単独の実施にする。</p> <p>*今年の3月議会の一般質問に端を発し、市長の「前回の痛い経験からいろいろ考え、原則として、別々に実施すべきだ」との答弁を受けて改正した。</p>
討 論	<p>*同時実施による弊害を真摯に受け止め、反省の下で今回の改正に踏み切られたと理解して賛成する。</p> <p>*市長の委員会出席が実現できなかったのは残念だが、改正は私たちが求めた内容と同じなので賛成する。</p>
結 果	全員賛成で可決

平成28年12月定例会

総務文教常任委員会

議 案 件 名	議案第112号 山陽小野田市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	人事院規則の一部改正に準じて改正をするもので、現在1回に限られている休業の期間の延長について、地方公務員法第26条の6第3項に規定する特別な事情を定め、再度の延長ができるようにするもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>*取得可能な休業期間は3年を超えない範囲で変更はない。</p> <p>*回数制限はなく、3年の範囲内であれば何度でも可能。</p> <p>*海外での転勤が1年間延長になったことによって、一度延長していた者が、その後も引き続きもう1年海外での勤務を命じられたというような場合が想定される。</p>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

平成28年12月定例会

総務文教常任委員会

議 案 件 名	議案第113号 山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	雇用保険法の一部改正に伴い、65歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の適用の対象とする改正がなされ、これに伴う同法の文言が改正されたことから、本条例第10条の規定についての改正を行うもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 条文の改正のみで制度的には変更点はない。 * 本市に対象者はいない。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

平成28年12月定例会

総務文教常任委員会

議 案 件 名	議案第114号 山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	国会で人事院勧告どおりに実施するため、関連法案が可決されたことから、本市も国に準じた職員給与の改定をするもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>*給料表を平均0.2%引き上げ、平成28年4月から遡及適用する。</p> <p>*期末・勤勉手当を現行から0.1月分引き上げ、年間4.3月の支給とするもので、平成28年12月分から適用する。</p> <p>*扶養手当について、平成30年度までに段階的に改正するもので、まず配偶者に係る扶養手当の額を現行の1万3,000円から平成29年度は移行期間として1万円に、平成30年度には配偶者以外の扶養手当と同額の6,500円に減額する。</p> <p>子供に係る扶養手当の額を現行の6,500円から平成29年度は移行期間として8,000円に、平成30年度には1万円に増額する。</p> <p>*市全体としては2,700万円程度の増額になる。</p> <p>*初任給については1,500円ほど上がる。</p> <p>*ラスパイレス指数は100.6になる。</p>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

平成28年12月定例会

総務文教常任委員会

議 案 件 名	議案第115号 山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	国会で人事院勧告どおりに実施するため、関連法案が可決されたことから、本市も国に準じた市長等の給与の改定をするもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 期末手当を現行から0.1月分引き上げ、年間4.3月の支給とするもので、平成28年12月分から適用する。
討 論	特別職、市長に限らず国会議員の給料が低いと判断していないので、引上げについて反対する。
結 果	賛成多数で可決

平成28年12月定例会

総務文教常任委員会

議 案 件 名	議案第116号 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	国会で国会議員の期末手当の改正法案が可決されたことから、本市も国に準じて議員の期末手当を改定するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 期末手当を0.1月分引き上げ、年間3.25月の支給とするもので、平成28年12月分から適用する。
討 論	報酬は報酬審議会での市民論議の中で引き上げるもので、国会議員の引上げに準じて行うことに反対する。
結 果	賛成多数で可決

平成28年12月定例会

総務文教常任委員会

議 案 件 名	議案第117号 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について
概 要	平成28年度の地方税法の改正並びに固定資産税、都市計画税、介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の12月分の納期限の統一に伴い、市税条例の一部を改正しようとするもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	*改正の内容は ・ 市民税の延滞金の計算期間の見直し ・ 個人市民税の医療費控除の特例の新設 ・ 外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正により、特例適用利子等及び特例適用配当等について課税の特例を新設 ・ 12月分の納期限の統一 ・ 再生可能エネルギー発電設備等に係る固定資産税の負担軽減措置の追加 ・ 軽自動車税のグリーン化特例の1年延長
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

平成28年12月定例会

総務文教常任委員会

議 案 件 名	議案第118号 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	平成28年度の地方税法の改正並びに固定資産税、都市計画税、介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の12月分の納期限の統一に伴い、都市計画税条例の一部を改正しようとするもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	*改正の内容は ・都市計画税の負担軽減措置の追加 ・12月分の納期限の統一
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

平成28年12月定例会

総務文教常任委員会

議 案 件 名	議案第125号 山陽小野田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	赤崎公民館の南支所側の建物外にエレベーターを設置することに伴い団体企画室を通路として利用するため条例を改正するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	*団体企画室は年間利用がない状態である。 *公民館では、赤崎、出合、厚陽の三つがエレベーター設置の対象と考えているが、出合と厚陽は耐震化基準を満たしていないため、このたびは赤崎を予算化した。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

平成28年12月定例会

総務文教常任委員会

議 案 件 名	議案第129号 土地の取得について
概 要	埴生小学校の校舎を埴生中学校地内に移転することに伴い、埴生中学校グラウンドの北側隣接地を取得するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 購入面積は6,373平方メートルで、購入総金額は2,867万8,500円である。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

平成28年12月定例会

総務文教常任委員会

議 案 件 名	議案第130号 山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館の指定管理者の指定について
概 要	山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館の指定管理者に富士商株式会社を指定するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 指定期間は、平成29年4月1日から平成31年3月末までの2か年である。 * 指定管理料は、2,706万5,000円で、182万7,000円の増額である。 * 開館後15年が経過し、大掛かりな改修が必要なため、平成31年度に改修を想定して指定期間を2年とした。 * 選定委員会の審査では50点満点で36.5点の評価であった。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

	平成 28 年 1 2 月定例会
	民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 103 号 平成 28 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について
概 要	歳入歳出とも 1 億 8,205 万 8,000 円を増額し、予算総額を 85 億 1,050 万 1,000 円とするもの。平成 27 年度決算による歳計剰余金等 1 億 6,705 万 7,000 円を基金に積み立て、基金残高は 7 億 5,917 万 5,611 円となる。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 「基金を来年度の保険料引下げに使わないのか」の問いに「医療費給付の伸びや県広域化など不透明部分もあり、慎重に見極めたい」「基金繰入金が残剰金よりも大きい理由は」の問いに「前年度決算の剰余金 1 億 5,119 万 3,000 円と過年度の医療給付費交付金などが一般財源扱いとなるためプラスした」との回答があった。 * 「インフルエンザをどの程度見込んでいるのか」の問いに「インフルエンザ等が流行すると 1 億円単位で給付費が必要となる」との回答があった。 * 「保険料収納率を 90.7%と見込んでいるが、県制度に移行した場合の県が示す収納率との差はどうするのか」の問いに「国の標準的な保険料収納率は 92%が示されている。市の保険料収納率は毎年下がり気味であり、収納率アップの方策を検討している」との回答があった。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 104 号 平成 28 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）について
概 要	歳入歳出とも 1 億 5,391 万 2,000 円を増額し、予算総額を 62 億 5,751 万 9,000 円とするもの。平成 27 年度決算に関わる繰越金等で 1 億 2,065 万 7,000 円を基金に積み立て、基金総額は 4 億 2,564 万 4,840 円となる。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 「基金積立の考え方は」の問いに「標準的には 2 億円程度が適当だが、介護給付費は増加傾向にあり、今後、持出しが増えていくため、最終年の 29 年度末には減少する」との回答があった。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

	平成 28 年 12 月定例会
	民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 105 号 平成 28 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について
概 要	歳入歳出とも 517 万 8,000 円を減額し、総額を 9 億 9,213 万 5,000 円とするもの。繰越金として平成 27 年度決算の歳計剰余金 101 万 1,000 円を増額し、同額を広域連合納付金として計上する。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 3 名いた職員が 2 名となった。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 110 号 平成 28 年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第 1 回）について
概 要	補正の内容は、損害賠償の額の決定に伴う所要の補正と、病院経営管理改善支援業務委託事業の実施に伴う平成 28 年度実施分の支出、費用に関する補正及び債務負担行為の追加。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 「二度の改革プランを経て外部委託に至った経緯は」の問いに「他の病院の成功例や具体的な手法を学んでいくために、外部委託に至った」また「新改革プランでは 5 年のスパンで事業改革に取り組むとなっているが、今回の外部委託とどうリンクするのか」に「現状分析と経営改革の具体的な方策に関する委託で、今後の改革に生かしていきたい」との回答があった。</p> <p>* 「委託料は債務負担行為も含めて 1,100 万円なのか。今後のスケジュールは」との問いに「委託料の総額は 1,100 万円以内となる。来年 1 月中旬に業者の公募、20 日前後にプロポーザルの審査を行い、業者を決定する」との回答があった。</p> <p>* 「経営分析が基本というが、民営化なども視野に入れているのか」の問いに「公立病院を前提の経営分析となる」「プロポーザルの審査委員の選任はどうするのか」の問いに「病院内から審査委員を選びたい」との回答があった。</p> <p>* 「935 万 8,000 円の貸倒引当金の内容は」の問いに「本人死亡などで回収不能の未収金などだ」との回答があった。</p>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

	平成 28 年 12 月定例会
	民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 119 号 山陽小野田市老人福祉作業所条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	旧厚狭公民館に併設の厚狭陶好会館が解体されるため、その移転に伴い、作業所の位置を「山陽小野田市大字厚狭 26 番地の 1」から「山陽小野田市大字鴨庄 3 番地 3」に改めるもの。陶好会館の利用開始日が未定のため施行日は規則で定める。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 「施行日を示さない理由は何か」の問いに「陶好会館は来年 1 月末に完成予定だが、引渡日が未定のため規則に委任する形にした」との回答があった。 * 「住所表示から『の』を取るようになったのはいつからなのか」の問いに「本市の住民票の表記から『の』を削除したのがいつなのかは不明だが、条例改正の都度削除するようにしている」との回答があった。 * 「陶好会館の管理責任と鍵の管理は」の問いに「高齢福祉課に管理責任がある。日常的な管理は寝太郎窯陶好会だが、厚狭公民館の陶芸教室もあり、鍵の保管場所は今後検討する」との回答があった。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 120 号 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	第 7 期分の納期を「12 月 1 日から 28 日まで」から「12 月 1 日から 26 日まで」に改正するもの。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 議案第 122 号、123 号と同じ納期限の変更で、さしたる質疑なし。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

		平成 28 年 1 2 月 定例会
		民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 1 2 1 号 山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
概 要	地域密着型通所介護に関する基準を追加するために一部改正を行うもの。	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	*「条例改正で『参酌基準』なのに国基準どおりなのは、なぜか」の問いに「事業所等への説明の中でも国の基準に関して特段の意見がなかったので提案どおりとした」との回答があった。	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で可決	

議 案 件 名	議案第 1 2 2 号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
概 要	地方税法、所得税法等の改正に伴う改正と 1 2 月の納期を「1 2 月 1 日から 2 8 日まで」から「1 2 月 1 日から 2 6 日まで」に改正するもの。	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	*「保険料の納期限を 26 日に変更することで、税控除関係は全て解決するのか」の問いに「社会保険料控除が毎年、安定して受けられることになる」「納期限が 28 日の場合に不都合が起こっていたのか」に「数年に一度 28 日が土日にかかる年があったが、便宜的に納期限を変えて対応していた」との回答があった。	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で可決	

■ 委員長報告概要 ■

	平成 28 年 12 月定例会
	民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 123 号 山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	12月の納期を「12月1日から28日まで」から「12月1日から26日まで」に改正するもの。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 議案第 120、122号と同じ納期限の変更で、さしたる質疑なし。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 131 号 損害賠償の額の決定について
概 要	山陽小野田市民病院に入院中の患者の転倒事故に関して、骨折の入院慰謝料など 182 万 8,781 円の損害賠償を行うもの。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 「入院患者の事故が裁判ではなく、協議により和解したと理解してよいか」の問いに「相手の家族との協議により賠償金の支払いで和解した」「医師の指示は車いす移動だったが、看護師の判断で変更できるのか」の問いに「看護師が患者の様子を総合的に判断して変更する場合があるが、今回の事故はもう少し配慮が必要であった」との回答があった。</p> <p>* 「今回の事故を教訓に病院は今後どう対応するのか」の問いに「医師の指示に従わなかったことが大きな要因なので、今後は指示が徹底するよう検査オーダーの入力方法等のシステム改修を行った」「毎月の医療安全委員会で事例と対策を検討し、病院内で供覧している」との回答があった。</p> <p>* 「ヒヤリ・ハットなど医療安全委員会での検討事項はどの程度か」の問いに「毎月 40～50 件ある」との回答があった。</p> <p>* 「賠償割合が 7：3 の理由は」の問いに「今回の事故は安全配慮やリスク回避が不十分ということで、責任の大半は病院にあり、7 割分である 182 万 8,781 円は保険で対応する。3 割というのは、いろんな安全対策をしても防ぎきれない部分であるが、患者本人が負担するものはない。また、この事故に関する治療費の患者負担分については 100% 病院が負担する」との回答があった。</p>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

		平成28年12月定例会
		産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第102号 平成28年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について	
概 要	<p>今回の補正は平成27年度の決算が確定したことによるもので、歳入については繰越金100万3,000円を増額し、1,792万3,000円とするものである。歳出については歳入歳出予算の補正に伴う調整で、予備費を同額の100万3,000円を増額して、678万7,000円としており、総括表のとおり歳入歳出それぞれ100万3,000円を増額し、予算総額をそれぞれ3,168万5,000円とするものである。</p>	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・厚狭駅南駐車場の事件で最初の10月5日については自動精算機の破壊と現金16万7,000円の盗難であり、現金については保険による処理が終了しているものの、修理費用の45万8,914円に対し、保険適用は26万4,335円であった。2度目の10月31日については精算機の破壊のみで、現在請求手続中である。 ・防犯カメラは既に設置している。また、精算機の改良もなされている。 	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で可決	

		平成28年12月定例会
		産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第106号 平成28年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）について	
概 要	今回の補正は平成27年度決算認定に伴う精算で、歳入につ	

	<p>いては一般会計繰入金を14万円減額し、繰越金を14万円増額するもので歳入歳出とも増減はなく、予算総額は1,417万円のまま変わりはない。</p>
<p>論点又は質疑 によって明らか になった事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市場の方向性については、公設の市場の立場から安心安全な食の提供、地産地消の推進を念頭に今後も継続して進める。 ・仕入れの状況は改善されているが、市場を経由しない商品など、今後も引き続き中央青果や卸業者と協議する。 ・雨漏りなど施設の修繕については予算確保の上、計画的にやっていく。 ・入荷先は、市内10.7%、県内44.5%、県外44.8%である。 ・農林水産まつりでの出品数の少なさについては、JAにも更にPRを求め、改善していく。
<p>討 論</p>	<p>反対：地方卸売市場特別会計には疑問があり、補助金の整備もなされていない。</p>
<p>結 果</p>	<p>賛成多数で可決</p>

平成28年12月定例会
産業建設常任委員会

<p>議 案 件 名</p>	<p>議案第107号 平成28年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第1回）について</p>
<p>概 要</p>	<p>今回の補正は、歳入については補助金確定に伴い下水道事業費国庫補助金を6,297万5,000円減額、繰入金は46万3,000円を増額、決算認定による調整額として繰越金20万4,000円を増額、事業の増減により下水道建設事業債5,990万円の減額などである。歳出については公営企業会計適用化業務委託料の落札減による441万1,000円減額、市道の工事によるマンホール蓋調整と、ほかに修繕料で需用費326万9,000円の増額、また下水道全体計画変更により</p>

	調査設計委託料の落札減と新たな事業化での増額、工事請負費 1 億 2, 2 7 9 万 3, 0 0 0 円の減額などである。結果、歳入歳出それぞれ 1 億 4, 1 7 1 万 2, 0 0 0 円を減額し、予算総額をそれぞれ 2 9 億 7, 5 3 9 万円とするものである。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金が 6 割になったが、補正予算などで 7 5 % に復帰したものの予定していた事業の 2 5 % はできなかった。 ・小野田西地区の公共下水への接続の日程は、財産処分等の問題もあり、3 年くらいを目安としたい。 ・公営企業会計への移行は平成 3 1 年 4 月を目標に考えている。 ・国からは今まで、長寿命化の補助金をいただいていたが、平成 3 0 年以降もいただくためにはストックマネジメントを策定するよう指導されている。その次にアセットマネジメントへ続くことになる。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

平成 2 8 年 1 2 月定例会

産業建設常任委員会

議 案 件 名	議案第 1 0 8 号 平成 2 8 年度山陽小野田市農業集落排水事業 特別会計補正予算（第 1 回）について
概 要	歳入については小野田西地区の機能強化事業を取りやめたことによる県補助金 1 0 0 万円の減額、収支調整による一般会計繰入金 2 7 万 5, 0 0 0 円の減額、公営企業適用債 7 0 万円の減額は委託業務の入札減などである。歳出については福田地区農業集落排水施設のマンホールポンプ非常通報装置等の修繕料 7 8 万 4, 0 0 0 円の増額、公営企業会計適用化業務委託料の入札減で 7 5 万 7, 0 0 0 円の減額、小野田西地区の計画策定業務の取り止めによる 2 0 0 万円の減額である。結果歳入歳出それぞれ 1 9 7 万 3, 0 0 0 円を減額し、予算総額をそれぞれ

	8,706万8,000円とするものである。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	なし
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

平成28年12月定例会

産業建設常任委員会

議 案 件 名	議案第124号 山陽小野田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	平成28年7月13日の豪雨災害により、南平原地区で発生したがけ崩れ災害復旧について、内閣府が激甚災害として閣議決定したことに伴い、国の補助金を活用して災害復旧事業を実施することができるよう、所要の条例改正をするものである。その内容は国庫補助金50%、県補助金25%、市費15%、受益者負担金10%で実施するものである。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・従来は県費50%、市費30%、受益者負担20%であった。 ・工事の完了は今年度予算で執行する予定である。遅くとも梅雨までには完成させたい。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

平成28年12月定例会

産業建設常任委員会

議 案 件 名	議案第126号 山陽小野田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
---------	---

<p>概要</p>	<p>農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月1日に施行された。これに伴い、農業委員の定数を14人、農地利用最適化推進委員の定数も14人とするものとし、そのため条例の廃止、一部改正を行うものである。改正の主な目的の一つ目は農業委員会業務の重点化、二つ目は農業委員の選出方法を公選制から市議会の同意を要件とする市長任命制への変更、三つ目は農地利用最適化推進委員の新設である。</p>
<p>論点又は質疑 によって明らか になった事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後のスケジュールは現在の委員任期が来年7月19日となっていることから遡り、今定例会に条例改正、来年2月から1か月間の募集、6月定例会に人事案件の提出、7月20日任命の流れを考えている。 ・公職選挙法から外れたのでPR活動はできるが、改正では認定農業者が過半数、行政書士か司法書士等が1名中立委員として入ること、また若い人たちや女性も入れることなどの縛りや国の指導がある。 ・改正理由は農地集積率が平均3割程度の現状から、県にある農地中間管理機構と連携して集積率のアップ、遊休農地の解消を図って、国の目標である8割を目指すというもの。 ・現在農業委員は25人で、そのうち女性は3人である。報酬の財源については農業委員会交付金が県を介して交付されている。来年度以降は農地利用最適化交付金が同様に入ってくる予定になっている。 ・募集要項は整備した後ホームページなどで掲載し、広く募集をかけたい。また、両方の候補者の推薦要綱等は検討中である。 ・14の区割りは一人当たりの面積、地域性、大字、学校区等々で振り分けた。
<p>討 論</p>	<p>賛成：募集要項など、農業に関心のある方が農業委員に入れるような環境をつくってほしい。</p>
<p>結 果</p>	<p>全員賛成で可決</p>

平成28年12月定例会

産業建設常任委員会

議 案 件 名	議案第127号 山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	<p>水道事業の現状は人口減少及び節水型社会の浸透に伴う料金収入の減少が進む一方、高度成長期に整備した水道施設の一斉大量更新期を迎えている。このため、アセットマネジメントとして全保有資産の洗い出しを行った後、老朽施設の更新と耐震化対策に必要な将来費用を見積もった。結果、今後40年間で最低限必要となる費用総額が248億円にのぼった。このことから第二次総合計画に反映し、施設整備を進める予定である。今回の条例改正は以上のことから水道事業会計の収支均衡を図るため、平成29年4月検針分から水道料金を平均で15.18%値上げするものである。料金改定により、5年間で約9億4,500万円の増収となり、全て施設整備費用に充当することになっている。これには使用者間負担の公平性を大前提とし、世代間負担の公平性にも着目し、負の遺産を次世代に押し付けない制度設計を行った。当市に住み続けていただくため、安全な水道システムの維持を第一の命題に、料金改定をお願いするものである。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none">・基本水量については7立米から4立米に縮小し、使用実態の変化から適用対象も口径13ミリ、20ミリのみとした。・平成27年度末現在の法定耐用年数を超えた施設は31.5%で、耐震化基準に適合しない管路は81.5%に及ぶ。・給水人口はピーク時の91%、有収水量も67%相当である。・80年間499億円の更新需要を平準化すると、単年6億2,100万円が算出された。これは必要最低限の事業費である。・家庭用については実質、平成2年度から27年間同一料金水

準を保っている。

- ・新市発足以降、損益計算書上は黒字を計上してきたが、この間の建設投資は十分でなく、単年度純利益と資本収支、企業債残高の3点での分析をすると、かなり厳しいものとなる。
(例、平成24年度単年度純利益4,500万円に対し資本収支は1億600万円のマイナス)
- ・人口推計については当市の人口ビジョンを採用値とした。
- ・それぞれの事業体が独立した財政状況で広域化すべきであるとの考えから、料金改定は宇部市との広域化に関連したものではない。
- ・一番多く使用する13ミリの40立米は約24%の値上げである。
- ・県内他市とは事業環境や背景が異なっており、比較が困難と思われる。
- ・市民説明会は給食センターや複合施設などと違い、会計制度など理解してもらうことが困難であることや自分に不利益になる事項でなじまないと考えた。むしろ議員にお願いしたい。議決後の準備はしている。

[自由討議]

- ・市民からの苦情も多く届いており、説明会は不可欠。
- ・資料は十分なほど出されたが、市民の理解はどうか。
- ・宇部市との広域化との関連やいきなり15%がどうか。
- ・市民に直結する部分が20%超えの率では。説明会での意見対応が先。
- ・議会だけでは決められない。
- ・総合計画でも10年間なのに、40年間のスパンに違和感がある。
- ・交流人口増や定住人口の議論の中、人口推計については他部署との連携も含めて考え直すべき。

	<p>・生活に欠かせない水は、実は高いものだという意識作りへの努力を水道局にお願いしたい。</p>
討 論	<p>反対（5件）：①水道局が市民に説明する努力をしてほしい。②市民病院に何億も貸しておいて料金を上げることは市民の納得が得られないし、40年間での検討には疑問を感じる。③宇部市との広域化協議から将来展望の説明もなく、今回の値上げ幅は市民に受け入れられるものではない。④負担の重さが市民の理解の得られるものではない。40年間を見通すには無理があり、再検討が必要。財政の問題は執行のほうで計画的にやるのが筋である。⑤資料は分かりやすく作っていただいたが、完全な理解は無理でも市民への説明の努力はしてほしい。</p>
結 果	<p>賛成なしで否決</p>

■ 委員長報告概要 ■

	平成 28 年 1 2 月 定例会
	一般会計予算決算常任委員会
議 案 件 名	議案第 101 号 平成 28 年度山陽小野田市一般会計補正予算 (第 7 回) について
概 要	今回の補正は、山口東京理科大学薬学部研究機器類整備事業などに関する債務負担行為の追加のほか、前年度決算に伴う歳計剰余金処分に関する基金積立、臨時福祉給付金給付事業、地域防災がけ崩れ対策事業、人件費の調整など、取り急ぎ措置すべき案件の補正で、歳入歳出それぞれ 7 億 1,621 万 8,000 円の増額、総額 335 億 8,636 万 2,000 円とするものである。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>【歳入】</p> <p>○ 市民税 法人税割 2 億 6,972 万 8,000 円の減額</p> <p style="padding-left: 20px;">当初予算において、企業収益は堅調な状況と判断し、前年度比 9,478 万円、11.6%の増を見込んだが、その後の海外経済の減速や円高の進行などにより、製造業を中心に企業業績が悪化し、経常利益が減少しているため減額</p> <p style="padding-left: 20px;">主要法人は 30 社で、そのうち 10 社が増加、12 社が減少</p> <p>○ 地方消費税交付金 1 億 5,000 万円の減額</p> <p style="padding-left: 20px;">交付決定額が見込みより 13%程度下回った。</p> <p style="padding-left: 20px;">減額の理由は、原油価格下落と為替相場の円高傾向で貨物割の税収が落ち込んだため</p> <p>【歳出】</p> <p>○ 人件費全般 人事異動等と人事院勧告に基づくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般会計全体 5,257 万 3,000 円の増額 <li style="padding-left: 40px;">人事異動 2,822 万 8,000 円増 人勧 2,434 万 5,000 円増 ・ 給料 2,778 万 2,000 円の減額 <li style="padding-left: 40px;">人事異動 3,163 万 2,000 円減 人勧 385 万円増 <li style="padding-left: 40px;">減額理由：普通退職及び死亡退職のほか、育児休業者等に 係る給料の減額等 ・ 職員手当等 1 億 5,817 万 4,000 円の増額

人事異動 1 億 4,082 万 8,000 円増 人勸 1,734 万 6,000 円増
増額理由:退職手当の増と人事院勧告によるボーナス 0.1
月分の増、時間外勤務手当の増

- ・ 賃金 1,145 万 7,000 円の減額

減額理由:臨時職員数の減

- 財政調整基金積立金 3 億 9,000 万円の増額

平成 27 年度一般会計決算の歳計剰余金 7 億 7,731 万 9,000
円の処分で、財政調整基金に積み立て、補正後の残高は 33 億
9,267 万 3,000 円

- 大学費 山口東京理科大学関係の補正

- ・ 運営費交付金 7,990 万 9,000 円の減額

公立大学法人の経営審議会及び教育研究審議会で、運営
費交付金 7,990 万 9,000 円の減額を承認

- ・ 公立大学法人運営基金積立金 8,140 万 9,000 円の増額

運営費交付金減額分 7,990 万 9,000 円、メスキュード医
療安全基金からの寄附金 150 万円を公立大学法人運営基金
に積立て

- 臨時福祉給付金費 2 億 2,314 万 1,000 円の増額

- ・ 国の補正予算による経済対策分臨時福祉給付金

- ・ 平成 28 年度臨時福祉給付金の給付対象者と同一の対象者

- ・ 平成 29 年 4 月分から平成 31 年 9 月分までの 2 年 6 か月分
を一括給付

- ・ 4 月の市長選挙終了後、申請受付開始

- ・ 給付金等に係る予算は平成 29 年度に繰越し

- ・ 給付額は一人 1 万 5,000 円、給付対象者は 1 万 3,500 人

- ・ 申請の受付場所は市役所玄関ロビー、総合事務所、南支所、
埴生支所、公園通出張所の 5 か所

- 埴生漁港整備工事費 3,500 万円の減額

- ・ 当初 5,000 万円で西護岸を 80m 施工予定であったが、国の
内示額が 1,500 万円となったため、20m に変更

- ・ 工期は、来年 1 月 31 日まで

- ・ 負担割合は、国 50%、県 30%、市 20%

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 31 年度の完了年度が延びると予測 <p>○ 砂防費 2,260 万円の増額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南平原地区の宅地背後斜面が延長 17m、高さ 11m 崩壊 ・ 国庫補助事業により復旧 ・ 測量調査・設計の委託料 510 万円、工事請負費 1,750 万円 ・ 事業費の 1 割分 226 万円が地元負担金で、激甚災害指定により 20% から 10% に軽減 <p>○ 緑地公園費（工事請負費）3,141 万 3,000 円の減額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園施設長寿命化計画に基づく浜河内緑地トイレと江汐公園大へびの遊具の更新について、国の交付金内示額が 36% となったため、事業縮小 ・ 必要性が最も高い浜河内緑地トイレは、単独事業費で補い、建て替えるとともに水洗化 ・ 江汐公園大へびの遊具は、部分的な修繕で長寿命化 <p>【債務負担行為補正】</p> <p>○ 山口東京理科大学薬学部研究機器類整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年 4 月の薬学部設置に伴う研究機器類の整備 ・ 期間 平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間 ・ 限度額 16 億 300 万円 ・ 薬学部教員は平成 30 年 4 月から 3 年かけて順次赴任 ・ 平成 28 年度に業者を選定 ・ 平成 29 年度以降、薬学部教員の赴任に合わせ、赴任の前年度までに研究機器類の整備 ・ 研究機器類整備事業の総事業費は 20 億 2,800 万円 <ul style="list-style-type: none"> 市 16 億 300 万円 大学 4 億 2,500 万円（運営費交付金で対応）
<p>討 論</p>	<p>なし</p>
<p>結 果</p>	<p>全員賛成で可決</p>